東員町の総合戦略に関する経緯と取り組み

平成26年「まち・ひと・しごと創生法」が制定

この法律は

- ・急速な少子高齢化の進展に的確に対応
- ・日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかける
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正

これらを行い、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題であることから制定されました。

この法律では「都道府県と市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならない」こととされています。

これに伴い、東員町も総合戦略の策定を決定しました。(三重県も策定を決定)

東員町総合戦略の策定

東員町総合戦略を策定するために、主に以下の取り組みを進めています。

●東員町まち・ひと・しごと創生推進本部の設置

町長を本部長とし、副参事以上の役職で構成する庁内の組織 人口ビジョンの策定、総合戦略の策定及び推進管理を行う。

→ H27年4月設置済

●東員町まち・ひと・しごと創生懇談会の設置

広く関係者の意見を反映するため、役場外部の委員で構成する組織 人口ビジョンの策定、総合戦略の策定及び推進管理を行う。

→ H27年7月頃設置

●東員町まち・ひと・しごと創生推進本部ワーキングチーム(仮称)の設置

庁内の課長補佐、係長で構成する組織

主に総合戦略に掲げる具体的な施策について議論する。

→ H27年8月頃設置予定

●東員町人口ビジョンの策定

東員町の人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する。総合戦略を策定する上で重要な基礎となる。

→ H27年8月頃に概ね完成予定。



東員町総合戦略の策定

総合戦略は、地域の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策をまとめたもの。国や三重県の総合戦略を勘案して効果の高い施策を集中的に 実施するための計画。総合計画と連動が必要。